
* * * * *
* * * * *
* 令和 4 年第 4 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和4年第4回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第26号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

平成31年1月8日鹿沼市茂呂588番1地先市道0017号線上において、市内に在住していた者の運転する自転車が走行中、横断側溝のグレーチング蓋の隙間に前輪が挟まり転倒し、負傷させたことに対し、損害賠償の額を240,198円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第27号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年7月23日鹿沼市日吉町468番2地先市道5755号線上において、宇都宮市在住者所有の普通乗用自動車走行中、横断側溝のグレーチング蓋が外れ、タイヤが側溝に落ち、後進した際に石塀に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を763,400円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第26号と同じ。

◎ 報告第28号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年6月6日鹿沼市西沢町1457番地先市道8213号線上において、環境部職員が運転するし尿収集車が後進し、市内在住者宅のトタン塀に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を6,400円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第26号と同じ。

◎ 報告第29号 専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更)

令和2年1月29日第2号議案として議決を得た鹿沼市新庁舎整備建設工事について、埋蔵文化財発掘調査の対応により、5,880,358,000円となるので、契約の金額を変更したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

議会において議決した工事又は製造の請負に関し、設計変更等により必要があるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）別表第3に規定する金額の5パーセント以内においてその契約を変更すること。

◎ 議案第 88 号 専決処分事項の承認について

(令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号))

歳入については、国県支出金の増額を計上し、歳出については、物価高騰緊急支援給付金給付事業費、物価高騰市民生活支援事業費、予防接種費等の増減額を計上したもので、この補正額を 1,244,969,000 円の増とし、予算総額を 45,363,532,000 円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

第 1 項ただし書及び第 2 項 省略

◎ 議案第 89 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) について

歳入については、市税、地方交付税、市債等の増減額を計上し、歳出については、一般管理関係職員給与費、通信システム費、小学校管理費等の増減額を計上したもので、この補正額を 490,265,000 円の増とし、予算総額を 45,853,797,000 円とするものである。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 90 号 令和 4 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正
予算（第 2 号）について

歳入については、繰入金の増額を計上し、歳出については、公設地方卸売市場
運営協議会委員報酬及び公設地方卸売市場施設維持管理費の増額を計上したも
ので、この補正額を 1,056,000 円の増とし、予算総額を 13,856,000 円とするも
のである。

(参照条文) 議案第 89 号と同じ。

◎ 議案第 91 号 令和 4 年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて

収益的支出において、支出総額を 46,675,000 円増額補正するものである。

(参照条文) 議案第 89 号と同じ。

◎ 議案第 92 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）につ
いて

収益的支出において、支出総額を 42,371,000 円増額補正するものである。

(参照条文) 議案第 89 号と同じ。

◎ 議案第 93 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和 4 年 3 月 22 日第 17 号議案として議決を得た西大芦辺地に係る総合整
備計画について、辺地における計画事業を変更するためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財
政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項から第7項まで 省略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第94号 指定管理者の指定について

リサイクルセンターの指定管理者として、特定非営利活動法人ふうめらんを指定するためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第244条の2 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下（中略）「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第4項 省略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第7項から第11項まで 省略

◎ 議案第 9 5 号 指定管理者の指定について

高齢者福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 9 4 号と同じ。

◎ 議案第 9 6 号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更について

県営笹原田地区土地改良事業施行の結果、事業実施後の土地等の現況に符合しない町及び字の区域が生じたため、事業区域内の字を廃止するとともに、町及び字の区域を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

第 2 項及び第 3 項 省略

◎ 議案第 9 7 号 市道路線の認定について

千渡地内における主要地方道宇都宮鹿沼線の整備に伴い、新たに築造される道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第98号 市道路線の変更について

中粕尾地内における主要地方道鹿沼足尾線及び上野町地内における市道3044号線の整備に伴い、関係する市道の起点及び終点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第97号と同じ。

◎ 議案第99号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴う国政選挙の取扱いに準じて、選挙運動用の自動車の使用並びにポスター及びビラの作成に係る公費負担の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 100 号 鹿沼市コミュニティセンター条例等の一部改正について

西大芦コミュニティセンターの改築に伴い、位置の変更及び使用料の改定を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 99 号と同じ。

◎ 議案第 101 号 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を、段階的に 60 歳から 65 歳まで延長するとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 99 号と同じ。

◎ 議案第 102 号 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

農地利用最適化推進委員の報酬の額を引き上げるとともに、新たに設置する休日夜間急患診療所医師の報酬の額を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 99 号と同じ。

◎ 議案第 103 号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について

北犬飼地区に津田小学校北犬飼地区学校給食共同調理場を設置するためのものである。

(参照条文) 議案第 99 号と同じ。

- ◎ 議案第104号 鹿沼市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

こども医療費助成の対象年齢を、中学3年生から高校3年生相当年齢まで引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第99号と同じ。

- ◎ 議案第105号 鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例の一部改正について

農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第99号と同じ。

- ◎ 議案第106号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正について

令和4年12月をもって、第5研修室を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第99号と同じ。

- ◎ 議案第107号 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について

市営若年勤労者用住宅における入居者の資格要件及び入居期間の制限を緩和するためのものである。

(参照条文) 議案第99号と同じ。

◎ 議案第108号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員金子和之氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるので、新たに早川綾子氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

